

身体拘束等行動制限についての取扱規程

社会福祉法人なでしこ会
横浜市常盤台地域ケアプラザ

(目的)

第 1 条 横浜市常盤台地域ケアプラザは、介護保険法の施行にともない、原則的に身体拘束が禁止になったことを受けて、利用者の人権を尊重するとともに、日常生活の介護の充実を図り、「拘束しない介護」を目指します。

(拘束の定義及び種類と範囲)

第 2 条 「拘束」とは、身体的拘束及び対応的拘束を言います。

1. 身体的拘束とは、利用者の意思に反し、以下のような形態を用いて行動を制限することをいいます。

(1)安全ベルト・紐等を使用し、車いすに固定すること。

(2)紐・転落防止帯等を使用し、手・足・胴体をベッドに固定すること。

(3)ベッド柵を 4 本使用し、ベッドから降りられないようにすること。

(4)介護服を使用し、着脱の自由を制限すること。

(5)ミトン型手袋等をはずせないように、手首を固定すること。

(6)日常生活を営むのに必要な居室等の入口をふざぎ、自由に出入りが出来ないようにすること。

(7)過剰な薬物を服用させ、行動を制限すること。

2. 対応的拘束とは、利用者に精神的な苦痛を与えるような対応をすることを指します。

(1)利用者に威圧的な言動、対応をすること。

(2)利用者の要望に対し、無視、無関心、介護拒否等を行うこと。

第 3 条 身体拘束の予防

1. 利用者が人間らしく活動的に生活するために、利用者の立場に立ち、一人ひとりの人権を尊重した介護に努めます。

2. 利用者の状態により、日常的に起こり得る状況、明らかに予測される状況について、事前予防的に「拘束をしない介護」の工夫を検討します。

3. 利用者が落ち着いて生活が送れるような環境整備に努めます。

第 4 条 利用者及び家族等への説明

1. 利用者及び家族等より、「身体拘束等行動宣言」を前提とした利用の依頼があった場合は、利用者及び家族等と十分に話し合い理解を得ることに努め、「転落予防」「ケガの予防」であっても「拘束をしない介護」を目指します。

2. 「拘束をしない介護」の工夫をしても、転倒による骨折やケガ等の事故が発生する可能性はありますが、利用者が人間らしく活動的に生活するために、「拘束をしない介護」の取り組みをします。

第 5 条 緊急やむを得ず「身体拘束」をする場合

緊急やむを得ない状況が発生し、利用者本人またはその他の利用者等の生命、身体を保護するため、一時的に「身体拘束」を行う場合があります。

1. 緊急やむを得ない場合とは、予測し得ない状況の発生により応急的に対応する場合があります。
2. 緊急やむを得ない場合とは、利用者本人にとっての状態であり、事業者側の都合によるものではありません。

第 6 条 「身体拘束」を行う場合の手続き

緊急やむ得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は、以下の手続きにより行います。

1. 第一に他の代替策を検討します。
2. 実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適性、安全性、経過確認の方法について検討を行います。
3. 事前若しくは事後速やかに所長の判断を仰ぎます。
4. 事前若しくは事後速やかに家族等連絡を致します。
5. 事前若しくは事後速やかに、所長、相談員、介護職員、看護職員、家族等の参加する緊急カンファレンスを開催し、「身体拘束」の理由、治療及び対応方針を確認し、介護計画を作成します。
6. 実施に当たっては、別紙のとおり検討事項の内容、ケアカンファレンスの内容等の記録を作成します。

第 7 条 「身体拘束」を行う際の方法

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は以下の方法により行います。

1. 原因となる症状や状況に応じて、必要最低限の方法にします。
2. 利用者の見守りを強化し、利用者本人や他の利用者等の身体、生命の危険がないように配慮します。
3. 「身体拘束」を行っている期間中は、状況の記録を作成します。
4. 「身体拘束」の必要な状況が解消した場合は、速やかに解除します。

第 8 条 記録と保管

「身体拘束」を行う際は記録を作成することとし、利用者との契約終了後 2 年間保管します。

1. 「身体拘束」を行っているとき、及び「身体拘束」を行っていない状態のときに、転落や転倒等のケガや事故が発生した場合は、「事故報告書」を作成します。
2. 利用者及び家族等は、その記録及び事故報告書を閲覧し、その写しの交付を求めることができます。

第 9 条 「身体拘束廃止委員会」の設置

事業所内に、「身体拘束廃止委員会」を設置します。

1. 原則として随時開催とし、身体拘束せざるを得ないケースが発生した場合は、その都度開催します。
2. 身体拘束の必要性の有無、及び種類と対応について検討し決定します。
3. 「身体拘束廃止委員会」の委員構成は、所長、相談員、介護職員、看護職員、家族等です。

附則 1. この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

横浜市常盤台地域ケアプラザ通所介護の利用にあたり、利用者に対して「身体拘束等行動制限についての取り扱い規程」について説明しました。

<事業者> 住 所 横浜市保土ヶ谷区常盤台 5 3 - 2
名 称 横浜市常盤台地域ケアプラザ
所 長 古城 高之 印

<説明者> 所 属
氏 名 印

私は、「身体拘束等行動制限についての取り扱い規程」について説明を受け、以下のことについて同意します。

1. この規程に基づいて、「拘束をしない介護」の取り組みに同意します。
2. この規程に基づく手続き、方法によって緊急やむを得ない場合には、「身体的拘束」を行うことに同意します。

<利 用 者> 住所

氏名 印

<署名代理人> 住所

氏名 印

<身元引受人> 住所

氏名 印

<後見人等> 住所

氏名 印